

課 酒 4 - 3 1
令 和 5 年 6 月 8 日

全国小売酒販組合中央会
会長 吉田 精孝 殿

国税庁課税部酒税課長
中田 和幸

酒税法の改正に伴う増減税相当額の適正な転嫁等について（要請）

令和2年10月1日の酒税の増減税に引き続き、令和5年10月1日においても酒税の増減税が実施される予定です。

令和2年8月に酒税増減税相当額の適正な転嫁等の要請を行ったところですが、下記事項について、改めて傘下の事業者等に周知徹底いただき、酒税の適正な転嫁と公正な取引の確保等が図られるよう再度要請いたします。

なお、国税庁としては、引き続き酒類の取引状況等実態調査を的確に実施し、同調査により問題のある取引が認められた場合には、改善の指示や指導を行うなど、厳正に対処していくこととしています。

記

- 1 酒類の価格は、酒税が最終的に消費者負担を予定している税であることから、その税率の引上げ又は引下げ相当額は、販売価格の引上げ又は引下げを通じて適正かつ合理的に転嫁されるべきものであること。
- 2 酒類の価格改定に当たっては、合理的な価格設定を行うとともに、優越的地位の濫用など独占禁止法の規定に抵触することのないよう十分配慮すること。
特に、価格改定に際しての取引条件の決定については、売り手と買い手の間であらかじめ十分な協議を行うことが重要であること。